

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	7-1
処分の種類	関連事業者等に対する措置命令			
根拠法令条例等・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第20条第3項			
処分の概要	勧告を受けた関連事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合に、当該関連事業者に当該措置をとるべきことを命ずる命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	改善命令は、勧告を受けた関連事業者が正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかった場合に命じるものだが、当該勧告の基準については法令の規定において言い尽くされているため、基準の設定を要しないことから、改善命令についても基準の設定を要しない。			
基準の根拠	使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の取扱要領 (平成17年7月1日付け17廃第187号)			